



三重県公報

令和7年3月31日（月）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	条 例		
38	三重県県税条例の一部を改正する条例	（ 税 務 企 画 課 ）	2

公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、個人県民税、自動車税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日（一部令和8年1月1日及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第1条第4号に定める日）から施行することとしました。

条 例

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十八号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所得控除） 第二十三条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条の規定により控除すべき金額を控除する。	（所得控除） 第二十三条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。
（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務） 第四十二条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の八に定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第七十二条の五第一項第五号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。	（法人の事業税の課税標準の区分経理の義務） 第四十二条 医療法人又は医療施設（令第二十一条の七に定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第七十二条の五第一項第五号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。
2 （略） （不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）	2 （略） （不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）
第六十五条 （略）	第六十五条 （略）
2 法第七十三条の四から法第七十三条の	2 法第七十三条の四から法第七十三条の

七までの規定に該当する者は、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文に規定する申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えて知事に提出しなければならない。	七までの規定に該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。
3 (略) (軽油引取税のみなす課税) 第百十六条の二 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第百十六条の二十四第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。	3 (略) (軽油引取税のみなす課税) 第百十六条の二 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。
一、六 (略) 2 (略)	一、六 (略) 2 (略)
3 法第一百四十四条の三第五項に規定する場合の軽油の輸入に対しては、第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラ

第百十六條の五の二 法第百四十四條の六の二に規定する場合の軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百十六條第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	リアの軍隊をいう。第百十六條の五の二及び第百十六條の二十四第五項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。
第百十六條の五の二 オーストラリア軍隊が、第百十六條の二第三項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百十六條第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。 （製造等の承認を受ける義務等）	第百十六條の五の二 オーストラリア軍隊が、第百十六條の二第三項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百十六條第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。 （製造等の承認を受ける義務等）
第百十六條の二十四 （略） 2 ～ 4 （略）	第百十六條の二十四 （略） 2 ～ 4 （略）
5 法第百四十四條の二十二第九項に規定する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附 則 （県民税の法人税割の税率の特例）	5 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附 則 （県民税の法人税割の税率の特例）
第十三條 昭和五十一年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第三十一條の規定にかかわらず、百分の一・八とする。	第十三條 昭和五十一年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一條の規定にかかわらず、百分の一・八とする。
第十五條の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を令和九年三月三十一日までにした場合にお	第十五條の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を令和七年三月三十一日までにした場合にお

ける第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの用に供する土地の取得を令和九年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六

ける第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの用に供する土地の取得を令和七年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六

号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十七条の九 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四條の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 (略)

二 法附則第十二條の二の七第一項第二号に規定する電源又は動力源に供する軽油の引取り

三、五 (略)

2、5 (略)

6 法附則第十二條の二の七第七項に規定する場合の軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六條の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を

号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十七条の九 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二條の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四條の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 (略)

二 自衛隊又は第百十六條の二第三項に規定するオーストラリア軍隊(第六項において「オーストラリア軍隊」という。)が通信の用に供する機械、自動車(令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三、五 (略)

2、5 (略)

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項

課さないものとする。

（環境性能割の課税標準の特例）

第十七条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第二百二十五条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第二百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一・二 （略）

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律

の規定により読み替えられた第一百十六条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（環境性能割の課税標準の特例）

第十七条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第二百二十五条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第二百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一・二 （略）

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律

第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。) から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。) から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

4 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るた

4	乗用車（施行規則で定めるものに限る。） 、バス（施行規則で定めるものに限る。）	4	めの装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第三百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。
5	乗用車（施行規則で定めるものに限る。） 、バス（施行規則で定めるものに限る。）	5	車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第三百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。
6	乗用車（施行規則で定めるものに限る。） 、バス（施行規則で定めるものに限る。）	6	乗用車（施行規則で定めるものに限る。） 、バス（施行規則で定めるものに限る。）

る。)又は車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。)が三・五トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から百七十五万円を控除して得た額」とする。	る。)又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から百七十五万円を控除して得た額」とする。
5 (略)	7 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第二十三条の改正規定及び次項の規定 令和八年一月一日
 - 第百十六条の二第三項、第百十六条の五の二及び第百十六条の二十四第五項の改正規定並びに附則第十七条の九第一項第二号及び第六項の改正規定並びに附則第四項から第六項までの規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第四号に定める日
- この条例による改正後の三重県県税条例(以下「新条例」という。)第二十三条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)
- 新条例第百十六条の二第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 新条例第百十六条の二第三項及び第百十六条の五の二の規定は、附則第一項第二号に

掲げる規定の施行の日（以下この項から附則第六項までにおいて「二号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（三重県原税条例第百十六条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第百十六条の二十四第五項の規定は、二号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、二号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第十七条の九第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、二号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
